

令和7年度起業体験推進事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「令和7年度起業体験推進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した者

2 審査の項目及び点数

審査項目と各審査委員の審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

(1) 企画提案の内容	85 点
(2) 実施体制・スケジュール	5 点
(3) 業務実績	5 点
(4) 見積金額	5 点
合 計	100 点

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所

日時：令和7年4月11日(金)

場所：高知市永国寺町6-28

高知県立大学・高知工科大学 永国寺キャンパス地域連携棟1階

※時間については、参加者に別途お知らせします。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1者20分とし、参加者は3名までとする。

イ プレゼンテーション開始時刻は別途審査委員及び参加者に通知する。

ウ プレゼンテーション時に使用する資料は、提出した企画提案書のみとし、追加資料は認めない。

エ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

4 審査の方法

(1) 提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づいて審査を行う。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基

づいて審査を行う。

- (3) 全ての参加者の審査が終了した後、各審査委員の審査結果を集計し、随意契約の相手方となる候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (5) 各審査委員の採点の合計が総合点数の6割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。

審査基準

審査項目	審査の視点		配点	
企画提案の内容	①本県の起業の実情について十分理解した上で、本業務で重要と考える部分と自社の強みが合致しているか。	同左	5	85
	②参加者のチャレンジ精神、創造性、探究心等の「起業家精神」の醸成につながるような効果的なプログラムとなっているか。	参加者の起業への関心が高まるようなプログラムの内容とねらいになっているか。また、効果的な進め方になっているか。	20	
		・プログラムの内容は、会社設立から決算までの工程等を参加者が体験できるものとなっているか。 ・プログラムの内容は、参加者の意欲を高め、学習効果を上げる工夫がされているか。	20	
		プログラムを実施する場所、実施日（時期）、時間帯は参加しやすいものとなっているか。	20	
	③参加者の起業への関心が高まるプログラムとし、それにふさわしい講師が提案されているか。	プログラム内容に合った講師を選定しているか。また、講師の実績（類似業務の経験含む）は十分か。	20	
実施体制・スケジュール	④十分な能力と経験を有する責任者及び担当者が配置されているか。また、業務を進める上で適切なスケジュールか。	同左	5	
業務実績	⑤類似の業務実績はあるか。	小中学生を対象としたプログラム実施の実績は十分か。	5	
見積金額	⑥予算額（3,862千円）の範囲内での、経費配分の妥当性はあるか。	同左	5	

計 100